

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和3年4月27日（令和3年（行情）諮問第167号）

答申日：令和3年12月23日（令和3年度（行情）答申第434号）

事件名：日本学術会議会員の任命に係る特定の法解釈を整理する過程において  
内閣法制局に提出した資料の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月26日付け府日学第159号により内閣府日本学術会議事務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

本件の行政文書開示決定通知書「3 不開示とした部分及びその理由（2）」について、その内容について論理的に理解・納得ができず、開示に相当するものとする。

##### 【理由】

「3 不開示とした部分及びその理由（2）」に示された不開示の理由について、

ア 日本学術会議事務局から当方への説明では、黒塗りの部分は「総理の学術会議会員の任命に関する考え方（判断基準）」でありその考え方は今日でも適用され得るもの（誤った考え方ではないもの）とされており、「未成熟な記載」との記述は虚偽と思われる。

イ 「確定的情報であると誤解されて、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」については、各文書にある日付等からしてそうした誤解などは生じ得ないし、仮に生じるとしてもそれが「不当に」国民の間に混乱を生じさせるものとは認め難い。

ウ 「今般の会員の任命に適用された考え方である等の誤解を招くなど今後の事務の円滑な遂行に支障が生じる」については、当該「今般の

考え方」は政府が繰り返し国会答弁等し報道等されているから当該誤解は生じ得ず、かつ、今後の事務の「円滑な遂行」に支障が生じるとは解し得ない。なお、上記アないしウのような主張が許されるなら殆ど全ての行政文書は確定版等しか開示されなくなると危惧する。

エ 「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」については、法5条6号ニ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、法の逐条解説書及び内閣法制局審査資料によれば、職員の任免・懲戒・給与等に係る事務を想定しており、制度の運用指針たる本件の「総理の任命の考え方（判断基準）」などはこれに該当し得えず（なお、省庁の職員の人事評価基準などは普通に公開・開示されている）、かつ、実際上もそれを開示することによって総理に不当な圧力が掛かる等の「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」など生じ得ないものと解する。

## （２）意見書

### ア 意見の趣旨

内閣府「理由説明書」（下記第3の3を指す。以下同じ。）の「3 原処分の妥当性について（1）不開示情報妥当性について」で述べられている見解は、法を否定するに等しい合理性や正当性を欠く主張であり、それが故に、「4 結論」にある見解は全て不当であり、貴審査会におかれましては、法に基づき決然と本審査請求の全部の認容（開示決定）をして下さることをお願いいたします。

なお、本審査請求は、私こと〇〇及び参議院内閣委員会理事会からの提出要求に対して、法令解釈に係る内閣法制局審査資料が墨塗されるという戦後議会政治において為されたことがない国政調査権（狭義及び広義）の否定、すなわち、議院内閣制の否定の暴挙に直面し、〇〇であるにもかかわらず、万やむを得ず、法に基づく審査請求をお願いしているものであり、まさに、直接に、法1条の「国民主権の理念」の在り様が問われるとともに、同条の「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」及び「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」との目的の存立が問われている事案であることを御報告申し上げます。

（御参考）

更に、当初の開示請求の経緯を御説明申し上げれば、特定年月日Aの総理による日本学術会議会員の任命拒否の当日に、私は内閣府より、特定年月Aに内閣府が内閣法制局との間で任命拒否可能との解釈文書を作成していることの説明を受け、その場で当該文書及びそれに係る内閣法制局審査資料の全て（要するに本開示請求の対象文

書)の即刻の提出を求め、その後も何度も提出要求を重ねたが、戦後議会の歴史において初めて内閣府は法令解釈文書に係る内閣法制局審査資料の提出を拒み続け、臨時国会が終了した特定月中旬によく墨塗の文書を提出してきたものである。

特定事件において改ざん文書を国会に提出した第二次安倍政権ですら、法令解釈文書及び内閣法制局審査資料は当日あるいは翌日には必ず提出されていたところであり、現状において我が国は法治国家としての前提を欠いていると言っても過言ではない状況にあり、そうした事態の中での審査請求にございます。

#### イ 内閣府「理由説明書」に関する意見

##### (ア) 「3 (1) 不開示情報妥当性について」の第一段落について

- a 内閣府は「当該資料は、特定年月日B付の最終版の資料には記載されなかった未成熟な記述が含まれている内閣法制局との協議途中の資料」と主張しているが、先に私の「審査請求の理由(1)」(上記(1)アを指す。)で述べたように、「日本学術会議事務局から当方への説明では、黒塗りの部分は「総理の学術会議会員の任命に関する考え方(判断基準)」でありその考え方は今日でも適用され得るもの(誤った考え方ではないもの)とされており、「未成熟な記載」との記述は虚偽と思われる。」ところ、内閣府はそもそも当該墨塗り部分が真に「未成熟な記載」であるか否かについて何ら反論(説明)を行っていない。

なお、敢えて付言すれば、資料の墨塗りの前後の記載内容から推測するに、墨塗りの部分に書かれている内容は、文科大臣が国立大学学長の推薦を任命拒否できる極限的な要件(推薦された者が刑事犯罪を犯していることが明らかな場合、国立大学が法律に基づく部内推薦手続きに違反し推薦した場合等)を基に、これと同様の要件が記載されているものと解される。つまり、それが故に、「今日でも適用され得るもの(誤った考え方ではないもの)」であるものと思われる。

- b 内閣府は「各日付の資料には「第○回説明資料」等の途中段階の資料であることが分かる記載はなく」としているが、「特定年月日B付の最終版」以前の日付の資料はその途中段階のものであることは、およそ義務教育を受けた日本国民であれば誰でも分かることであり、理由として何の合理性もない。また、内閣府が内閣法制局との間で学術会議会員の推薦に任命拒否が可能との解釈文書を確定させた日付である「特定年月日B」は広く報道され、かつ、国会で何度も答弁されており、当該最終版そのものもインターネット上にも掲載される等してきているのであり、どれが最

終版か社会的に問題になる可能性などあり得ないものとする。

なお、私はかつて〇〇省に〇〇年勤務し数えきれないほどの法律解釈文書の作成と内閣法制局の審査を受けてきたが、内閣法制局審査資料に「第〇回説明資料」や「最終回説明資料」といった記載があるものは見たことがない。なぜならば、内閣法制局審査は何回受ければパスするといった類のものではなく、そのような記載は審査を受ける立場としてあり得ない（法制局に失礼である）からである。

c 内閣府の主張は要するに、「各資料のトップページには日付が記載されているがそれ以降のページには記載されていないので確定的情報（最終版）との誤解を招く可能性がある」ということであるが、省庁の行政文書において全ページに日付が記載されている文書は極一部の特別の必要性に基づく例外を除いて存在しないのであるから、こうした理由そのものが不当であり、荒唐無稽である。

d 万が一、内閣府が主張するように「一連の資料が一体的に取り扱われない場合が生じ、そのことによってどれが最終版かについての誤った情報が生じた場合などにおいては、政府たる内閣府が正しい情報の訂正等を行えば済むだけの話であり、それによって法に基づく開示請求を拒否する理由にはなり得ないと解する。

なお、もし、この内閣府の主張を支持するのであれば、法に基づく全ての開示請求が拒否されることの正当性を認めることになると危惧する。

(イ) 「3 (1) 不開示情報妥当性について」の第二段落について

内閣府は、「確定的情報であると誤解されれば、特定年月 B に行われた日本学術会議会員の個別の任命に適用された任命権者の考え方であるなどの誤解を招くことになるほか、今後の日本学術会議会員の任命等の手続を行う上でも、あたかも当該考え方に即して任命権者の個別の判断が行われるかのような誤解を招き」と主張しているが、確定的情報などと誤解されることはあり得ず、よって、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」などはあり得ず、万が一そうした場合が生じたとしても、政府たる内閣府において適切に対処可能なことは、上記 (ア) で述べたとおりである。

また、これら「誤解」が生じ得ない以上、本段落後段の内閣府の主張は根拠がないばかりか、この後段の主張は、先に私が「審査請求の理由 (4)」（上記 (1) エを指す。）で指摘した法 5 条 6 号二などが不開示の根拠とはなり得ないことの論理的な説明に対する何の反論にもなっていない。なお、当該反論に該当する記述は、

この度の内閣府「理由説明書」には存在しないところである。

(ウ) 「3 (1) 不開示情報妥当性について」の第三段落について

内閣府は、「個々人の任命の理由については、」としているが、私が「審査請求の理由(3)」(上記(1)ウを指す。)で反論したのは、内閣府がいうところの「今般の会員の任命に適応された考え方」たる任命の判断基準であって、これを、当該「任命の考え方(任命の判断基準)」に基づく「個々の任命の理由(個々の判断のあり方)」の問題に意図的にすり替えた、およそ官庁とは思えないような不当な言い訳であると断ぜざるを得ない。(このような見解を主張する行為そのものが国家公務員法違反ではないかと思料するところである)

なお、内閣府のいう「個々人の任命の理由」については、以下の【国会答弁】のように確かに政府は国会で答弁拒否を繰り返しているが、「任命の考え方(判断基準)」については、「総合的、俯瞰的な活動を確保」だとか「現状は出身や大学に大きな偏りがある」だとか(変遷を重ねながら)述べているところである。

【国会答弁】

■ 203-参-本会議-4号 令和2年11月20日

○内閣総理大臣(菅義偉君)(略)

日本学術会議の会員の任命についてお尋ねがありました。

今般の会員の任命については、日本学術会議は国の予算を投じる機関であり、任命された会員は公務員となることを前提に、総合的、俯瞰的な活動を確保するため、日本学術会議法に沿って、任命権者として適切に判断を行ったものであり、こうしたことをこれまでも説明してきたところであります。

他方で、会員の任命は政府の機関に所属する公務員の任命であり、通常の公務員の任命と同様に、その理由については人事に関することであることから、お答えを差し控えさせていただいており、その点は御理解をいただきたいと考えております。

■ 203-衆-予算委員会-3号 令和2年11月4日

○菅内閣総理大臣 政府の法案に反対しているからとか、特定の分野の研究者だということによって任命を判断したわけではありません。

私は、たびたび申し上げますけれども、年間十億円の予算を使って活動している政府の機関です。任命された場合、公務員となるのですから、その前提で、社会的課題に対して提言などを行うために、専門分野の枠にとらわれない広い視点に立つてバランスのとれた活動を確保するために必要な判断を行った

ものです。

さらに、今回の個々人の任命の判断とは直結しておりませんが、私は学術会議自体に官房長官時代からさまざまな懸念を持っていました。かねて多様な会員を選出すると言われながら、現状は出身や大学に大きな偏りがある。そして、産業界や四十九歳以下の若手はわずか三%。また、会員の選考は、全国に約九十万人もいる研究者のうち約二百人の現在の会員や二千人の連携会員、この人たちとつながりがない方については選ばれないんです。閉鎖的で既得権のようなものになっていると言われても私はここは仕方がない状況だと思います。

そうした中で、推薦された方々をそのまま任命されてきた前例踏襲をやめて、総合的な判断として九十九人を任命する判断をいたしました。

また、個々人の任命の理由については、政府の機関に所属する公務員の任命であり、通常の公務員の任命と同様に、その理由については、人事に関することであり、お答えを差し控えるということをおは今日まで申し上げてきました。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

2021（令和3）年2月2日付けで提起された処分庁による開示決定処分（原処分）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

#### 1 本件審査請求の趣旨及び理由について

##### （1）審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、法5条5号及び6号に該当するとしてその一部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示とした部分及びその理由について論理的に理解・納得ができず、開示に相当するものと考えずして、原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

##### （2）審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 不開示とした理由について、日本学術会議事務局から審査請求人への説明では、黒塗りの部分は「総理の学術会議会員の任命に関する考え方（判断基準）」でありその考え方は今日でも適用され得るもの（誤った考え方ではないもの）とされており、「未熟な記載」との記述は虚偽と思われる。

イ 不開示とした理由について、「確定的情報であると誤解されて、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」については、各文書にある日付等からしてそうした誤解などは生じ得ないし、仮に生じるとして

もそれが「不当に」国民の間に混乱を生じさせるものではない。

ウ 不開示とした理由について、「今般の会員の任命に適用された考え方である等の誤解を招くなど今後の事務の円滑な遂行に支障が生じる」については、当該「今般の考え方」は政府が繰り返し国会答弁等し報道等されているから当該誤解は生じ得ず、かつ、今後の事務の「円滑な遂行」に支障が生じるとは解し得ない。なお、上記アないしウのような主張が許されるなら殆ど全ての行政文書は確定版等しか開示されなくなると危惧する。

エ 不開示とした理由について、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」については、法5条6号ニ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、法の逐条解説書及び内閣法制局審査資料によれば、職員の任免・懲戒・給与等に係る事務を想定しており、制度の運用指針たる本件の「総理の任命の考え方（判断基準）」などはこれに該当し得ず（なお、省庁の職員の人事評価基準などは普通に公開・開示されている）、かつ、実際上もそれを開示することによって総理に不当な圧力が掛かる等の「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」など生じ得ないものと解する。

## 2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「特定年に内閣府と内閣法制局の間で、総理大臣は日本学術会議の会員の推薦に対して任命拒否が可能（総理は推薦のとおり任命しなければならない法的義務はない）との旨の法解釈を整理する過程において、内閣府より内閣法制局に提出した全ての資料。（なお、当該資料は、特定年月日Cに日本学術会議事務局より〇〇（審査請求人）に提出された文書である（「特定年の内閣法制局との確認文書一式」）を含むものと認識している。）」を請求する行政文書開示請求に対し、特定年の内閣法制局との確認文書を特定し、一部開示決定処分を行った。

## 3 原処分の妥当性について

### (1) 不開示情報該当性について

審査請求人は、上記1(2)のとおり主張するが、当該資料は、特定年月日B付の最終版の資料には記載されなかった未成熟な記述が含まれている内閣法制局との協議途中の資料であるところ、各日付の資料には「第〇回説明資料」等の途中段階の資料であることが分かる記載はなく、標題、日付及び作成主体の記載等からは、個々の資料が協議途中であるか否かの識別は困難である。このため、当該資料を開示した場合、それに記載された内容について、日本学術会議事務局が内閣法制局の最終的な了解を得た考え方に係る確定的情報であるとの誤解を招く可能性がある。なお、この点に関し、審査請求人は、「日付等からして」誤解は生

じ得ない旨を主張するが、当該資料が公になれば、一連の資料が常に一体的に取り扱われるとは限らず、また、この資料の性質上、最終版の日付や協議の過程が広く一般に知られているとは言い難いことから、協議途中の資料について、最終版であると誤認される可能性は否定できない。

また、当該不開示部分は、各資料のうち人事に関わる内容に関する記述であり、これを明らかにして、あたかもそれが日本学術会議事務局が内閣法制局の最終的な了解を得た考え方に係る確定的情報であると誤解されれば、特定年月Bに行われた日本学術会議会員の個別の任命に適用された任命権者の考え方であるなどの誤解を招くことになるほか、今後の日本学術会議会員の任命等の手続を行う上でも、あたかも当該考え方に即して任命権者の個別の判断が行われるかのような誤解を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。さらに、上記のような誤解が生じた場合、今後の日本学術会議における会員候補者の推薦等及び任命権者による会員任命に関する事務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがある。このため、法5条5号並びに6号柱書き及び二に該当するため不開示としたものである。

なお、審査請求人が言及する政府の国会における答弁については、特定年月Bに行われた日本学術会議会員の任命に関し、第203回国会等において、内閣総理大臣等から、個々人の任命の理由については、人事に関する事柄であり、お答えを差し控える旨の答弁がなされているところである。

(審査会注：項番(2)以下はない。)

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和3年4月27日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月21日   | 審議            |
| ④ | 同年6月10日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年11月5日   | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月17日  | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条5号並びに6号柱書き及び二に該当するとして、不開示とする原処分を行った。



これに対し、審査請求人は、審査請求書によれば、本件の行政文書開示決定通知書「3 不開示とした部分及びその理由（2）」について、その内容について論理的に理解・納得ができず、開示に相当するものと考え、旨主張していることから、別紙の2に掲げる文書1ないし文書19（以下「文書1ないし文書19」という。）の不開示部分のうち、当該内容に係る部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示するよう求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書（文書1ないし文書19）は、日本学術会議事務局が日本学術会議法における会員の任命に係る規定の解釈を内閣法制局に確認するために作成した資料であって、同事務局が内閣法制局との協議に用いたものであると認められる。

### (2) 検討

ア 諮問庁は、本件不開示部分について、上記第3の3のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね次のとおり補足して説明する。

(ア) 本件不開示部分及びその不開示理由は、別表の通番1ないし通番34記載のとおりであり、日本学術会議法における会員の任命に係る規定の解釈を確認するために内閣法制局に行った協議の途中段階の各資料のうち、内閣法制局との協議の過程で最終的に了解されるに至らず、特定年月日B付け資料（最終版）には記載されなかった未成熟な記載、すなわち、内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命に関する情報であって、今般の個別の会員の任命に適用された任命権者の考え方であるとの誤解を招き得る情報が記載されている。

(イ) 本件不開示部分を公にして、あたかもそれが、日本学術会議事務局が内閣法制局の最終的な了解を得た確定的情報であると誤解されれば、当該部分に記載された内容が、特定年月Bに行われた日本学術会議会員の個別の任命に際しても、任命権者が意思決定の前提として適用した考え方であるとの誤解を招くことになる。

(ウ) その場合、例えば、報道等において会員に任命されなかった候補者であるとされている方々の特定の行為が、未成熟な記載部分に該当すると認定された結果として任命されなかったのではないか等の事実とは異なる憶測が生じ、今後の日本学術会議会員の推薦・任命の手續を行う際、上記の未成熟な記載部分に相当する者が推薦された場合に、任命権者は、任命を拒否するであろうとの予断を与える

ことになる。そうなれば、推薦を行う会員等や候補者に係る情報提供を行う団体において、未成熟な記載部分に相当する者について推薦や情報提供をちゅうちょし、あるいは、推薦を受けようとする者が自分も同様の認定を受けることによって任命を拒否されるのではないかなどと考え、社会的な評価を損なうこと等を危惧することにより、推薦を受けることを辞退するなどのおそれがある。

(エ) さらに、報道等において会員に任命されなかった候補者であるとされている方々の過去の行為を詮索し、特定の行為が未成熟な記載部分に相当すると判断されたものと曲解した者が、これと共通又は類似の行為を行った特定の者について、将来の会員の任命その他の人事において、任命されるべきではないなどとの主張を行い、推薦・任命に係る事務を行う職員等に圧力がかかるおそれもある。

(オ) これらのことから、本件不開示部分を公にすると、今後の日本学術会議会員の推薦・任命に係る事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると考えている。

イ これを検討するに、本件対象文書の見分結果によれば、本件不開示部分は、別表の通番1ないし通番34のとおりであり、内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命に関する内閣府の考え方の検討途中の部分であって、最終的に内閣法制局の了解に至らなかった検討内容が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

そうすると、これらの情報を公にすると、本件不開示部分に記録された未成熟な情報が、特定年月Bに行われた日本学術会議会員の個別の任命に際しても、任命権者が意思決定の前提として適用した考え方であるとの誤解を招き、事実とは異なる憶測が国民の間に生じ、今後の日本学術会議会員の推薦・任命の手續に係る事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、不自然、不合理とまでは認められず、否定することまではできない。

ウ (ア) 審査請求人は、意見書(上記第2の2(2)イ)において、特定年月日B付けの最終版以前の日付の資料はその途中段階のものであることは、およそ義務教育を受けた日本国民であれば誰でも分かることであり理由として何の合理性もない、一連の資料が一体的に取り扱われない場合が生じ、そのことによって、どれが最終版かについて誤った情報が生じた場合などにおいては、内閣府が正しい情報で訂正等を行えば済むだけの話であり、それによって開示請求を拒否する理由にはならないなどと主張する。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり補足して説明する。

a 特定年の内閣法制局との協議に当たっては、特定年月Aから特

定年月Cにわたり、約20回もの資料提出を行っているところ、文書量も大量であり、また、各文書に日付が入っているもの、日付が入っていないもの（他の頁に日付が記載されているものを含む。）が混在しており、特定の頁だけを見ると、いつの資料であるか判然としない。

- b 内閣法制局と最終的な協議を終えた文書である特定年月日B付け文書について、これまでの国会審議等において答弁の中で言及はされているものの、当該文書を積極的に公表しているわけではなく、審査請求人自身は誤解をしないとしても、一般的には、当該関係文書が大量に存在する中で、どの日付が最終版であるかまで広く知られているとはいい難いと認識している。
- c そうした中で、いったん資料が公となれば、審査請求人自身が意図するかどうかにかかわらず、一連の資料が常に一体として取り扱われるとは限らず、最終版に至る前の特定の日付の資料あるいは特定の頁が単独で用いられる可能性もあり、そのような断片的な情報に接した者が、途中段階のものを最終版と誤認することは十分にあり得ることである。
- d インターネットやSNS等で資料や情報が拡散される現状において、当該「誤った情報の発生」を常時把握できるものではなく、看過された誤情報が独り歩きすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えており、これらの混乱や支障は、それが生じてから、事後的に正しい情報で誤情報を訂正したからといって、必ずしも容易に防ぐことができるものではないと考えている。

(イ) これを検討するに、本件対象文書の見分結果及び上記(ア) b 掲記の国会答弁の内容等を併せ考えると、諮問庁の上記(ア)の説明は、これを否定することまではできず、審査請求人の主張を採用することはできない。

エ 以上によれば、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条5号及び6号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号並びに6号柱書き及び二に該当するとして不開示とした決定については、審査請求

人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条5号及び6号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙

### 1 本件対象文書

特定年の内閣法制局との確認文書

### 2 処分庁が本件対象文書について具体的に特定した文書

- 文書 1 特定年月日 D の審査資料
- 文書 2 特定年月日 E の審査資料
- 文書 3 特定年月日 F の審査資料
- 文書 4 特定年月日 G の審査資料
- 文書 5 日付なしの審査資料
- 文書 6 特定年月日 H の審査資料
- 文書 7 特定年月日 I 付け資料
- 文書 8 特定年月日 J 付け資料
- 文書 9 特定年月日 K 付け資料
- 文書 1 0 特定年月日 L 付け資料
- 文書 1 1 特定年月日 M 付け資料
- 文書 1 2 特定年月日 N 付け資料
- 文書 1 3 特定年月日 O 付け資料
- 文書 1 4 特定年月日 P 付け資料
- 文書 1 5 特定年月日 Q 付け資料①
- 文書 1 6 特定年月日 Q 付け資料②
- 文書 1 7 特定年月日 R 付け資料
- 文書 1 8 特定年月日 S 付け資料
- 文書 1 9 特定年月日 B 付け資料

別表 本件不開示部分とその理由

文書名	文書ごとの通し頁	通番	不開示部分	不開示内容の要旨	法5条の適用号
文書2（特定年月日Eの審査資料）	5	1	5行目ないし12行目及び22行目ないし25行目	協議途中の文書には、特定年月日B付け資料には記載されなかった、未成熟な記載が含まれており、そのうち人事に関わる内容について、これを公にすれば、あたかもそれが確定的情報であると誤解されて、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、今般の会員の任命に適用された考え方である等の誤解を招くなど今後の事務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるととも、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。	5号並びに6号柱書き及び二
	7	2	全て		
	10	3	10行目8文字目ないし14行目15文字目		
文書3（特定年月日Fの審査資料）	4	4	5行目ないし8行目22文字目、9行目ないし12行目及び21行目26文字目ないし26行目16文字目	同上	同上
	33	5	22行目ないし26行目	同上	同上
文書5（日付なしの審査資料）	3	6	7行目ないし18行目	同上	同上
文書6（特定	4	7	24行目4文字目ない	同上	同上

年月日Hの審査資料)			し29行目6文字目及び31行目		
	5	8	全て	同上	同上
文書7(特定年月日I付け資料)	4	9	7行目4文字目ないし12行目6文字目及び14行目ないし20行目	同上	同上
文書8(特定年月日J付け資料)	4	10	7行目4文字目ないし12行目6文字目及び14行目ないし24行目	同上	同上
	8	11	6行目4文字目ないし11行目6文字目及び13行目ないし23行目	同上	同上
文書9(特定年月日K付け資料)	6	12	22行目4文字目ないし32行目	同上	同上
	7	13	全て	同上	同上
	12	14	19行目29文字目ないし34行目	同上	同上
	13	15	全て	同上	同上
文書10(特定年月日L付け資料)	7	16	19行目26文字目ないし32行目(氏名等部分を除く。)	同上	同上
	8	17	全て	同上	同上
	13	18	18行目ないし33行目	同上	同上
	14	19	全て	同上	同上
文書11(特定年月日M付け資料)	5	20	25行目ないし32行目	同上	同上
	6	21	全て	同上	同上
	12	22	15行目4文字目ないし20文字目	同上	同上
	13	23	全て	同上	同上
文書12(特定年月日N付け資料)	6	24	18行目ないし25行目7文字目及び26行目29文字目ないし3	同上	同上

			2行目		
	7	25	全て	同上	同上
	12	26	18行目ないし25行 目3文字目及び27行 目ないし37行目	同上	同上
文書13（特 定年月日〇付 け資料）	6	27	18行目ないし25行 目7文字目及び26行 目29文字目ないし3 2行目	同上	同上
	7	28	全て	同上	同上
	12	29	18行目ないし25行 目3文字目及び27行 目ないし37行目	同上	同上
	66	30	17行目4文字目ない し18行目3文字目及 び20行目ないし32 行目	同上	同上
	67	31	全て	同上	同上
文書14（特 定年月日P付 け資料）	6	32	14行目ないし21行 目3文字目及び23行 目ないし33行目	同上	同上
文書15（特 定年月日Q付 け資料①）	11	33	13行目ないし20行 目3文字目及び22行 目ないし32行目	同上	同上
文書16（特 定年月日Q付 け資料②）	11	34	10行目ないし17行 目3文字目及び19行 目ないし28行目38 文字目	同上	同上

（注）表中の文字数の数え方については、句読点及び括弧も1文字と数える。